

2014年（平成26年）2月28日

逗子市議会議長 塔本 正子 様

逗子市長 平 井 竜 一

### 再 議 書

平成26年逗子市議会第1回定例会において、平成26年2月26日に議決された「逗子市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」については、次の理由により異議があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第176条第1項の規定に基づき、再議を求める。

#### 理 由

平成26年2月26日に議決された「逗子市小児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」は、あらたに予算を伴うこととなる議決である。

地方自治法第222条第1項は、長に対し「あらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が適確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない」と規定しており、行政事例（昭和32年9月25日自丁行発第159号）において、「議会が条例を提出する場合も予め長との連絡を図って財源の見透等意見の調整をすべきである」としている。

当該条例の附則においては、施行期日を「公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日」としているところであるが、将来における予算上の措置を見込まなければならないもので、前述した「予め長との連絡を図って財源の見透等意見の調整をすべきである」ものに該当することは明らかである。

したがって、当該条例提案に当たり事前の調整が行われず議決に至ったことは、同法第222条第1項の趣旨を明らかに逸脱し、同法第149条に規定する長に専属する予算の調製権をも侵しかねないものであり、今後における市政の両輪である議会と市長との関係を著しく損ねるものであると言わざるを得ない。

よって、本議決に対し、異議があることから再議を求めるものである。

なお、福祉施策の充実の必要性は本職として十分に認識しており、平成26年度の当初予算については、「子育て応援予算」として編成を行い、小児医療費の助成についても、助成対象年齢を「満9歳」まで拡大する条例改正案を提案していたことを申し添える。